



広報

こしじ

10月 (No. 67)

発行/越路町役場(新潟県三島郡越路町) TEL(来迎寺)代 300番 ■印刷/大川印刷所



わあーい 新しい校舎だ

みんなが待ちのぞんでいた越路小学校新校舎での授業、新しい教室に新しい黒板、強いペンキのにおいの中で、みんな元気で学習に励んでいます。

(関連記事二面) 写真は元気に登校する越路小学校児童たち

町の人口	
住民基本台帳人口(8月末日現在)	2,945
世帯数	13,910
市内人口	6,737
市内人口	7,173
7月の住民移動状況	
出生数	13人
死亡数	17人
市内転入	36人
市内転出	19人
市内転入	17人
市内転出	19人

- 今月の主な内容**
- ▼越小の実質統合
 - ▼長寿おめでとごさいます
 - ▼農業者の転職相談に応じます
 - ▼出稼される皆さんへ
 - ▼長岡都市計画線引き決定
 - ▼秋の交通安全運動
 - ▼都市化の進展と青少年問題
 - ▼越小体育館来年初夏に完成
 - ▼国民年金に加算年金制度
 - ▼共同募金運動のお願い
 - ▼コロナーにいがた白岩の里入所者を受け付け

《こういう方はいらっしゃいませんか》

役所の仕事について
 △テキパキやってもらえない
 △不親切な扱いを受けた
 △納得できない
 △どうしてよいかわからない
 △こうしてほしい

など役所に対する苦情や、相談や、意見があるが、どうも関係の役所に申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからないという方は、気軽にご相談ください。

10月11日(定例相談) 役場 9時30分~12時
 10月17日(合同相談) 役場 午1時~4時
 10月17日(巡回相談) 塚野山区事務所 午後2時~4時
 11日は毎月の定例相談日を繰り上げましたので10月は21日に開きますのでご注意ください。

行政相談週間 (10月11日⇒10月17日)

コロニー・にいがた 白岩の里入所者を受け付け

三島郡寺泊町に本年六月建設着工したコロニー・にいがた白岩の里は、完成の暁は次のような施設規模となり、そのうち、精神薄弱更生施設は昭和四十六年度中に入所希望者の収容を開始するに相成りました。入所は精神薄弱者の度合い、家庭の事情等に よって選考されますが、希望者はできるだけ早くに申し込んで下さい。申し込む場所は役場の町民福祉係です。

コロニーは知恵のおくれや一部の身体の不自由が重なっている不幸な人達を、希望により収容してその人達がよい環境と適切な保護のもとで安定した日常生活を送りながら、障害の程度に応じた指導や訓練を受け、可能なものは生業を身につけて社会に復帰することができるようになります。

また、精神薄弱者に関する一切の相談に応じ、診察や研究をするに必要施設や設備を設けるなどいろいろな機能をもち、総合的な福祉施設となります。

◎施設の種別と対象者は
 精神薄弱者更生施設(十五才~三十才位まで) 百人
 更生に必要な指導、訓練をする。

◎施設の種別と対象者は
 精神薄弱者授産施設(十五才~三十才位まで) 三百人
 独立自活に必要な訓練を生産活動に従事させる。

◎施設規模は
 重度精神・薄弱施設(概ね六十人以上) 百人

敷地面積 二十五万五千㎡
 収容人員 五百人
 完成時期 昭和五十年
 建設費 約十五億円
 位置 三島郡寺泊町

◎コロニーに入所した人達に対する指導は
 一、職業指導 それぞれの能力に応じた科目を選んで訓練し、将来職業に就いて充実した社会生活が営まれるようにすることを目標に行なう。

指導内容は県内の企業との関連も考慮し適切な指導が行なわれるよう施設、設備がされる。また能力に応じて賃金も支払われる。

主な訓練科目
 金属科・樹脂加工科・木工科・紙工科・織縫科・農芸科・家政科・基礎技能科(基礎技能訓練)

二、生活指導 日常のよい習慣づけや、正しい生活態度を育成する。体育情操教育

十月の危険物収集日程

部署名	10月	部署名	10月
岩釜	(月) 12日	塚野山区事務所	15日
ヶ浦	(月) 12日	塚野山区事務所	15日
神中橋	(火) 13日	塚野山区事務所	16日
橋西	(火) 13日	塚野山区事務所	16日
中米朝沢	(火) 13日	塚野山区事務所	19日
迎	(火) 13日	塚野山区事務所	19日
下	(火) 13日	塚野山区事務所	20日
	(水) 14日	塚野山区事務所	20日
	(水) 14日	塚野山区事務所	20日
	(木) 15日	塚野山区事務所	20日
		塚野山区事務所	7日間

等基礎的な学習指導もする。

◎入所を決定する人
 精神薄弱児(六才~十八才)は、児童相談所長
 精神薄弱者(十八才以上)は、福祉事務所長 です

◎入所中の経費の負担
 一、重度児の施設は、生活保護家庭、または町県民料、ほかの世帯は無料、その他の者は前年の所得により一ヶ月千二百円から全額負担まで十二段階に分け徴収する。

二、更生施設、授産施設は、生活保護家庭は無料、その他の者は食費を月額六千五百円位とチリ紙、歯磨き代等は用品費を若干負担させる。

◎その他 コロナーは病院や矯正施設ではないので、病氣中の者、特に悪い癖のある者は入所は許されません。

恐しい踏切事故
みんなが注意しましょう

先月九月十日から来迎寺駅

駅だより

来迎寺駅

あて名は正しく
迷子郵便は1日に32万通

大都市への人口の集中や、配達が遅れてしまったりということにもなりかねません。郵便を利用される時は、次の点にご注意ください。

△あて名はくわしく正確に番地や字名を省略しないで、はっきり書いて下さい。子供や同居人あてのものには、世帯主や主人の名まえを「〇〇方」と書くこと。アパート、団地、寮などの場合は、「〇棟〇号室」まで必要です。

△郵便番号も正しくはつきりとして、郵便番号はアラビア数字(1234...)で正しく書きましょう。区分けは郵便番号で行なっています。

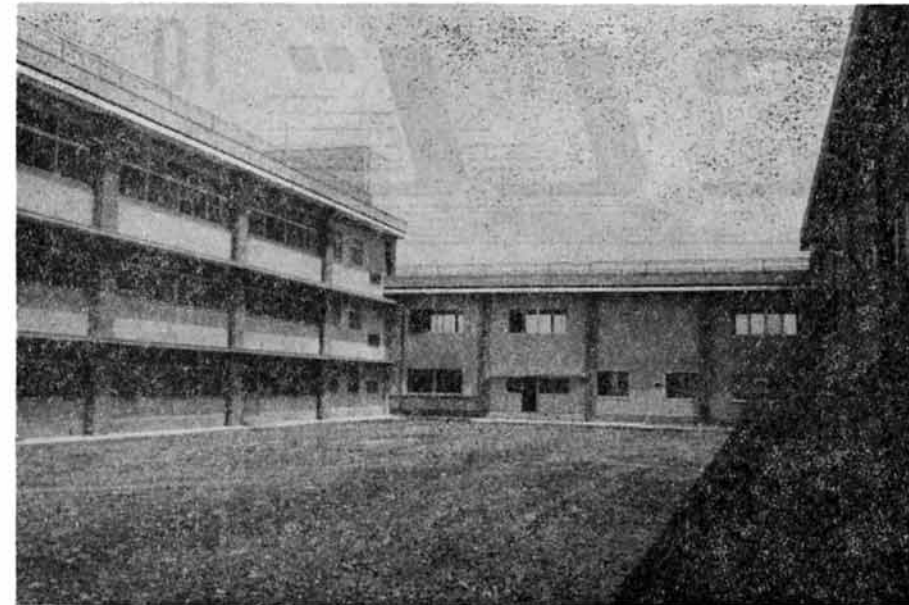
△差出人の住所もくわしく、あて名はなるべく漢字で、

構内にある長岡街道踏切で複線の踏切にかわっており、一本の列車が通過しても反対側の列車が通ったり、又、この踏切は駅構内になるため、入換作業などで列車以外の車両なども度々走ることもあります。

複線区間の踏切では一方の列車が通りすぎてもすぐわたらず、同一方向も、反対方向もかならずたしかめてからわたります。

越路小学校の實質統合

昨年四月一日に名目統合をし、新築した越路小学校は、新校舎の完成によって旧校舎に名残りを惜しみながらも希望に燃えて、九月一日より新校舎に實質統合をし、授業を始めました。



中庭より左側が管理棟

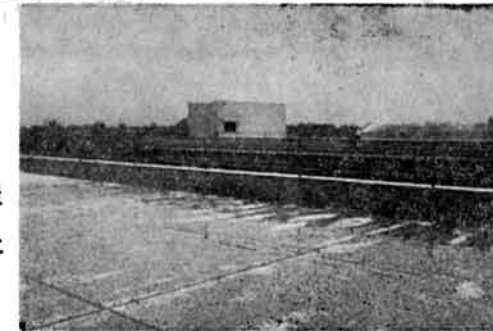
通学問題はスクールバスと越後交通バス

児童数六六三人、一九学級で町内一の大規模校となり、教職員、児童も元気で第二期の学習に励んでいる姿が、秋空の下にみられました。待望の体育館は明年の夏まで持ち越されるが、食堂での米飯給食は十月一日から実施されました。

通学問題であります。来迎寺方面は越後交通の委託バスで低学年(一、二年)は通学。中野島方面は普通定期バスで低学年(一部全学年)は通学。石津方面は町営スクールバスで全学年通学。他は全員徒歩通学ということですが、諒解を得られましたが、学校経営上、教育上いろいろ問題



▲ 廊下



▶ 屋上



▼スクールバス

点がありますので、今後も充分検討しながら改善してゆくことになりました。また通学上の交通事故防止については、関係機関の方々をはじめ、PTAの御協力により、一人の犠牲者も出さないように十分気を配っております。

余暇と 体力づくり



健康とはなんですか?。幸福とはなんですか?。など質問されると答え易いように答えていくものですが、体力に自信がありますか?、の質問に、あるという答が多いようです。しかし、事実どうでしょう。

現代のわれわれをとりまく生活条件は、健康、体力の面からみるならば、かならずしも望ましい条件を備えているとはいえません。むしろ、生活様式の機械化、日常生活から自然的環境や身体活動を奪いつつあり、われわれの健康、体力についていろいろな問題を生じさせてつづつあります。

こうしたことから健康、体力づくりのムードと運動はごく一部の意識の高い人たちのものでなくなつてまいりました。全く顔色もよく健康そうにみえる人でも、夜眠りが浅いと、少し歩くと息切れがするとか、あるいは、足腰が

- いま私たちの生活のなかで、余暇(レジャー)と申してもよろしいかと思ひます。非常に大きな意味合いをもつております。したがって、余暇をどう過したらいいか、とくに体力充実の視点からの余暇のあり方、ついおし方をどうしようか。グループで、職場で、ハイキング、レクリエーションを行うのもよいでしょう。親子で、家庭で、簡単にやれるもの、縄とびとかバトミントンもよいでしょう。夫々自分の体に合ったものを続けてみませんか。
- スポーツの秋でもあり、余暇利用による体力づくりを推進するため、町公民館では次のような事業を計画してあります。多数の参加を待ち望んでおります。
- ◎ママさん健康教室、十月六日より三十日まで、越路中学校
- ◎青年会と婦人会の運動会、十月十八日(日)、越路中学校
- ◎町内駅伝大会 十一月一日(日)
- ◎中越地区親善卓球大会 十一月中旬 越路中学校
- ◎その他、青年会クラブ活動 毎週火曜日、金曜日、越路中学校

長寿おめでと

ございませす

幾度かの戦争や災害を乗り越え、長い間の社会の変遷を体験されて高令を迎えられた人々、今年も敬老の日、県と町から長寿祝賀の品々が贈られました。

このうち県から「一寿」一座布団を贈られた長寿の人は次の三人の方です。

大字飯島 山本圭次郎さん
の母 山本ヨシさん
大字西谷 浅井武雄さんの母 浅井セイさん
大字千谷沢 藤沢光威さんのお父 藤沢卯一郎さん
お年寄りの皆さん今後もおからだを大切にされ幸せにお過ごしください。

山本ヨシさん



藤沢卯一郎さん



浅井セイさん

農業者の転職相談に応じます

総合農政の進展とあいまって離農転職者或は出稼労働者が増加されることが予想されることに対処してこれらの円滑を計るため職業安定所の出稼される

稲刈も終り、一息つくひまもなく家族と別れて出稼される皆様 ほんとうにご苦労様

出稼される皆さんへ

- 先機関として越路町に農村人材銀行の窓口が九月一日から設けられました。
- 農村人材銀行には「農業者転職相談員」が配置され毎週火水木曜日には皆様の相談に応ずることになっております。
- 相談日以外でも転職相談員の自宅において随時相談ができますので精々御利用下さい。
- 農業者転職相談員 浦 平沢美代太郎 塚野山 馬場 謙司

相続と税金

長岡税務署より

税

問 父が死亡し、母と子供4人で相続することになりましたが、どんな計算になるのでしょうか?

答 相続税は亡くなった人の財産の評価を合計し債務や葬式費用を差し引いた正味遺産総額が、次の控除額を超える場合に課税されることになります。

- 1. 基礎控除額 400万円と相続人1人当り80万円
 - 2. 配偶者控除 婚姻期間が15年を超える配偶者の場合15年を超える1年について20万円の割合で計算し、最高200万円となっています
- (計算例) 正味遺産総額 1500万円
基礎控除額 400万円 + (80万円 × 5人) = 800万円
配偶者控除 結婚期間が23年の場合 (23年 - 15年) × 20万円 = 160万円

課税対象となる価額 1500 - (800万 + 160万) = 540万円

問 相続の場合、遺産の評価はどのようにするのですかまた、相続税の申告期限についてお知らせ下さい。

- 1. 遺産の評価は原則として相続のときの時価によることになっています。現金で預金ならば、そのものズバリの額ですが、土地や建物などは、一定の評価方法によって計算した価格によることになっています。(くわしいことは、税務署資産担当にお尋ね下さい。)
- 2. 相続税の申告は、正味遺産総額が基礎控除額をこえる場合に、亡くなった日の翌日から6ヶ月以内に、亡くなった人の住所地を所轄する税務署へ申告しなければなりません。

まちがしやすい印紙税

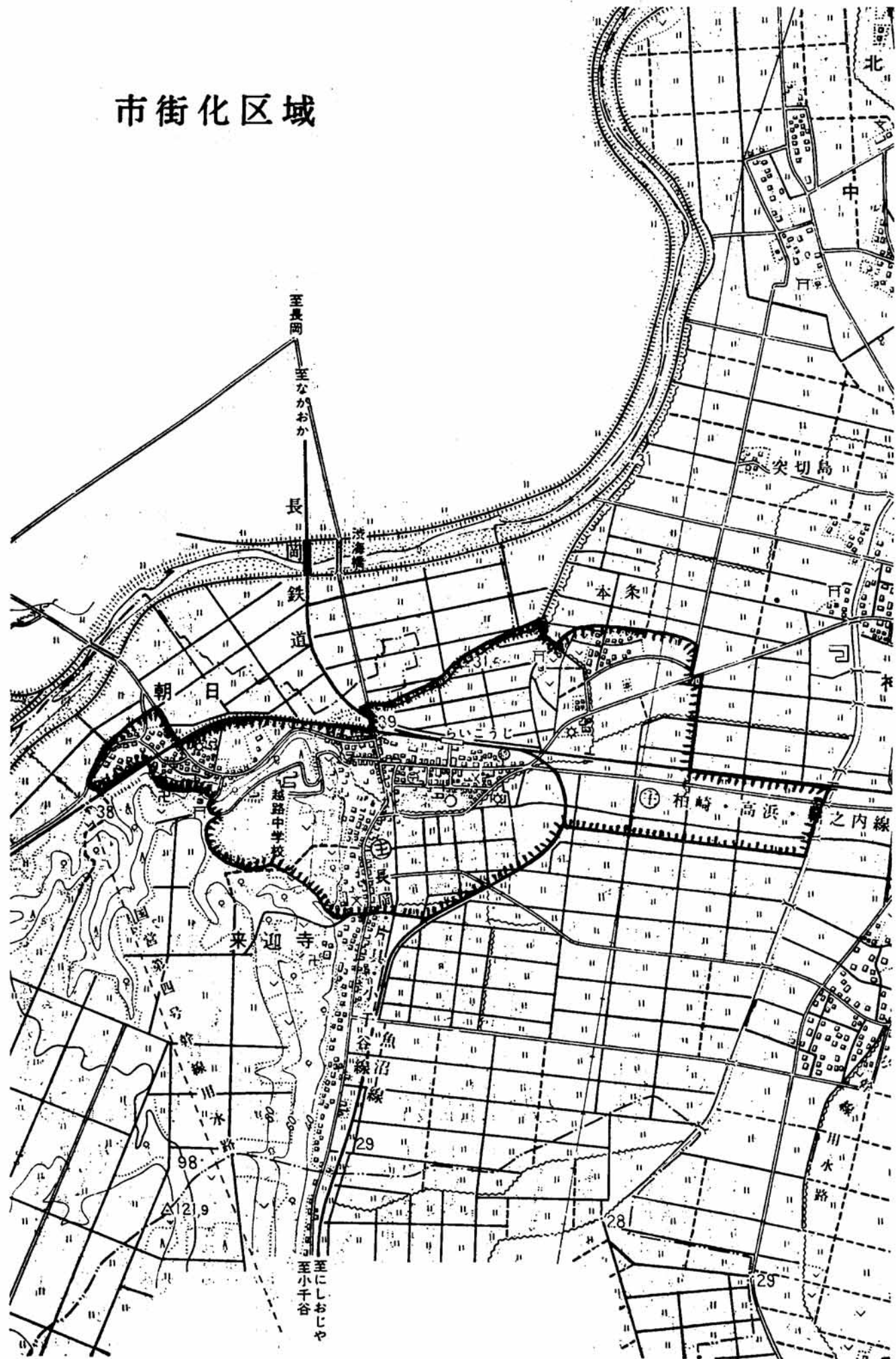
一 印紙税の納税についてまちがいの多かったものに、次のような例がありますので、収入印紙をはって下さい。

- (一) 営業に関する受取書(記載金額が1万円以上税額は、20円) 請求書に受取書と書いたり、名刺の裏などに「領収済」などと書いたりした、いわゆる仮領収書に印紙のはってないもの。
- (二) 不動産の譲渡に関する契約書(記載金額1万円以上、税額は記載金額によって異なる) 土地の売買などで売買契約書を作成したときに、この売買証書に印紙のはってないもの。
- (三) 請負に関する契約書(記載金額1万円以上、税額は記載金額で異なる。)
- (四) 建物の修理模様替工事や機械物品の修理加工についての契約書に印紙のはってないもの。
- (五) 工事の注文請書など契約した者の一方だけが作成する契約書に収入印紙のはってないもの。

二 誤って余分に印紙をはったり、印紙をはらなくてもよい文書に印紙をはったりしたときは税務署長の確認を受けて税金を返してもらうことができます。

三 印紙税について疑問または手続きなどで、わからない点がありましたら税務署、問税課にお問合せ下さい。

市街化区域



「たばこは町内で買いましたしよ」

長岡都市計画 線引き決定

本年二月七日新都市計画法に基く長岡都市計画区域が決定されましたが、引続きこの都市計画を進める基盤であり「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の市街化区域と、「優良農地の保全、整備を図り市街化を抑制する」ところの市街化調整区域について調査、策定をなし、三月十五日長岡市において公聴会が開催され、六月一日より縦覧に供され基本構想が示されました。その後意見の調整、関係各庁、県の地方都市計画審議会の審議の結果九月一日付をもって決定告示されました。

この決定により越路町の都市計画区域内の「整備、開発並びに保全」の色分けが定められたわけですが、今後町ではこの方針により面的開発である用途地域の指定、緑の開発の街路、下水路その外公園、緑地などの都市施設の決定を行い、事業を推進することになります。

開発行為や建築物の新築には 各種の規制が及びます

■開発許可制度
市街化区域と市街化調整区域の決定により、秩序ある都市整備、開発を図るためこの法律の各種の規制が及びますが、開発許可制度の概要は次の通りです。

(一)市街化調整区域で開発行為(主として建築物の建築の

②市街化調整区域内にある鉱物、観光資源を利用するセメント、かわら工場、観光ホテル、旅館。
③既に建築されている工場の事業と関係の深い事業のための建築物。
④周辺の市街化を促進する恐れがないもので市街化区域内において行うことが不適当なものと、開発審査会が認められたもの。

(二)市街化区域では一〇〇〇平方メートル未満の開発行為又は土地区画整理事業、公共事業などのための開発行為の許可は不要ですが、これら以外のものについては許可基準に適合した計画をたて許可を受けなければなりません。

■建築規制

建築規制は都市計画法と建築基準法が同時に適用されますが、市街化区域、市街化調整区域の両区域共すべし、十二平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築の場合「確認申請が必要」です。

(一)市街化調整区域では

①農家、農業用施設、附属建築物、公共建物、仮設建築物などの外、開発許可を受けたい目的の建築物以外は知事の許可がなければ新築してはならず、または改築し又は用途を変更して、前記の建築物以外の建築物とすることができません。

②既存の建築物の附属。十平方メートル以内の用途の変更又は改築。日常生活のため必要な

店舗、加工場、修理場で五十平方メートル以内の建築物の新築で調整区域に住み自から営むものについては知事の許可はいりません。

③市街化調整区域内の既存の建築物の用途の変更を伴わない「改築」(建築物の規模、構造が従前と著しく異なるもの)若しくは「増築」(同一敷地内におけるもの)の場合には知事の許可はいりません。

(二)市街化区域では

■開発行為の経過措置

市街化調整区域が決定されますと開発行為については前記のとおり規制がなされるわけですが、法律では経過措置として決定の日から六月以内「既存の権利届」により、自分の住宅や自分の業務のために土地や借地権を持つていた者が五年以内その目的で行う開発行為については許可されます。この「既存の権利届」の用紙は役場土木課に備えてあります。

■附記

市街化区域と市街化調整区域の決定と共に、開発許可制度、建築規制がなされますがこのことについては本年の二

秋の交通安全運動

十月六日～十五日

激しく増加する自動車ラッシュの中ですべての人が正しい交通ルールにより交通事故を防止しようという目的のもとに十月六日より十日間秋の交通安全運動が実施されます。

このたびのこの運動の重点目標となつてゐるのが歩行者事故、特に子供と老人の事故、飲酒運転による事故、無謀運転による事故の絶滅です。先般実施された夏の交通事故防止運動の期間中(七月二十一日～八月二十日)に県内でおきた交通事故は前年に比べ、件数、死傷者共に三十パーセント近く増加してしまつて増加しています。

特に幼児、学童の事故がめだつた皆さんもご存知と思ひますが八月二十日より施行された道路交通法の一部改正により飲酒運転にすることが厳しくなつております。

このような観点から皆さんの家庭において、飲酒運転、子供や老人の事故防止のために次のことを話し合つたり、約束して下さい。

○主婦が中心となり、酒の出る会合にいく時は車を運転させないようにしましょう。
○道路で遊んでいたり、道路へとびだしそうな幼児、児童や危険な道路横断しようとしている老人をみたら一声注意を与えましょう。
○交通事故防止をテーマに家族全員が話し合ひましょう。

越路町地内の交通事故発生状況

年	区分	件数	内訳		人身事故内訳	
			物損事故	人身事故	死者	負傷者
44年	(年間)	38			1	27
45年	(1月～8月)	44	24	20	0	24

岡土木事務所へ問合せ下さい。



都市化の進展と青少年対策

内閣総理大臣の諮問機関で青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する青少年問題審議会という機関があります。最近「都市化の進展と青少年対策について」と題し、内閣総理大臣に意見具申がなされましたが、その全文を今回と次号の二回にわけ、紹介いたします。

都市化の進展の現状と展望

昭和三十一年代以降、東京周辺、京阪神、中京など大都市を中心とする三大都市圏への人口の集中が著しく、また、その他の地域においても、県庁所在地その他の都市へ向っての人口移動が著しい。このような人口移動の主流をなすのは、就職、進学等による移動の機会が多い青少年層である。

人口の都市集中

この間急速に経済成長が進み、国民総生産は年一〇・四％の増加を続けている。この急速な経済成長は、第二次産業および第三次産業のめざましい発展にささえられるものである。第一次産業従事者の減少、第二次産業、第三次産業従事者の増加がみられる。このことは、また、家族従業者から雇用労働者へと従業上の地位の変動を伴い、勤労青少年について

は、その八五％が雇用労働者となっている。また、職業の種類も複雑となり、多種多様の知識や技能を身につけた職業人への需要が高まっている。経済の成長に伴い、若年層を中心に労働力不足が顕著となり、昭和四十年代に入ってその傾向はいよいよ本格的な労働不足の傾向は、青少年の就職機会を増大し、職業選択の範囲を拡大するとともに、賃金水準の上昇、労働時間の短縮などの労働条件の向上をもたらしている。

都市地域の拡大

都市への人口と産業の集中は、必然的に市街地域の拡大や再編成を伴い、このため、自然環境がそこなわれ、緑と太陽が奪われつつある。さらに、都市地域においては、住居でも職場でもない、いわゆる第三の空間が量的にも拡大し、また、質的にも発達している。ここにおいて、個人がその社会的地位や身分から解放された匿名の立場で行動し、そのことが都市生活の魅力の一つとなっている。その反面、社会連帯意識を稀薄にし、秩序や責任を軽視する傾向を助長している。

生活様式の変化

都市化に伴い、国民的生活様式、生活意識についても拡大し、また、質的にも発達している。ここにおいて、個人がその社会的地位や身分から解放された匿名の立場で行動し、そのことが都市生活の魅力の一つとなっている。その反面、社会連帯意識を稀薄にし、秩序や責任を軽視する傾向を助長している。

でも大きな変化を生じている都市地域においては、いわゆる核家族が一般的となり、出生率の低下とあいまって、世帯規模の縮小をもたらし、また、家庭の養育機能の変化がみられる。経済的には、家計収入は年々着実な上昇を続け、これに伴い実質消費も増加傾向をたどり、全般的に余裕が生じ、文化娯楽費や娯楽費等の占める割合が高くなっている。また、教育に対する関心と意欲が高まり、これに伴い深刻な受験競争がもたらされ、進学中心の教育観が一般的となっている。

都市化の展望

以上のような都市化現象は、今後も進行するものと予想される。市街地人口は、昭和四十年の四七〇〇万人（総人口の約四八％）から昭和六十年には八四〇〇万人（総人口の約七〇％）へと増加し、国民総生産は、昭和六十年には一三〇兆円～一五〇兆円程度となり、昭和四十年の三〇兆円に対し四倍～五倍の規模となることが予測されている。

都市化の展望

以上のような都市化現象は、今後も進行するものと予想される。市街地人口は、昭和四十年の四七〇〇万人（総人口の約四八％）から昭和六十年には八四〇〇万人（総人口の約七〇％）へと増加し、国民総生産は、昭和六十年には一三〇兆円～一五〇兆円程度となり、昭和四十年の三〇兆円に対し四倍～五倍の規模となることが予測されている。

また、昭和六十一年の就業構造は、およそ第一次産業五〇〇万人、第二次産業二二〇〇万人、第三次産業二二〇〇万人となり、第二次産業、第三次産業の比重はいっそう高まるであろう。さらに、これら都市化に対して、市街地面積は拡大し、市街地域の再編成が進むとともに、生活様式、生活意識が変化することが予想される。

問題点の検討

近年の都市化の進展は、前述のとおり青少年およびその環境にさまざまな影響を及ぼしている。以下、青少年の生活の場としての家庭、学校、職場、その他の社会環境における問題点を検討する。

◇家庭における問題点

(1) 家庭は、青少年の健康および人格の形成に最も重要な場である。家庭生活は、最も密度の濃い、情緒的な関わりをこえた人間関係を基盤としており、このような関係を通じて、青少年はその人間形成の基礎を形づくる。それだけに、親の生活態度、ものの考え方は、無意識のうち青少年に浸透し、その将来に決定的ともいえるべき影響を与える。

とくに白紙の状態ともいえるべき乳児期における家庭の役割は重要である。しかるに、最近の家庭においては、いわゆる核家族化、少子家族化が一般的なとなり、親の育児経験が少ないうえに、経験豊富な老親の援助を受ける機会も少なく、近隣社会の援助も得がたいので、若い両親の実践的な育児知識育児方針が不十分となっている。

(2) 戦後の価値観の変動、宗教心の欠如等は、親の育児方針を動揺させ、過保護かそうでなければ放任主義の育児態度を招いている。とくに最近顕著にみられる物質主義や利己主義の風潮は、子どもが豊かな人格形成に好ましくない影響を与えている。さらに、きょうだいの数が減少し、両親との接触機会が変化しているとともに、家庭内の役割関係が混乱し、子どもが正しい秩序関係や連帯関係を習得することが従前に比して困難になっている。

また、子どもはその成長の過程に際して、家庭、学校、友人関係等順次社会活動への参加を深めてゆき、とくに中学校入学のころからは、その割合が著しくなるが、このような社会活動の他の社会のそれぞれが果たすべき役割の分担や協調の関係が明らかにされてい

ない。(3) 雇用労働が一般化し、家庭と職場とが分離して、父親は家庭に在るときは、いこいとくつろぎの姿だけを子どもに見せる結果となり、子どもが父親の生活を通じて勤労の苦勞や喜び、複雑な人間関係社会生活の実情を知る機会が少なくなっている。母親の就労が大幅に増加しており、また婦人の地位の向上や家事労働の軽減、計画出産の普及等に伴い、母親の家庭外の活動が活発化しつつあるが、これらの傾向は、母と子の接触を十分としがちであり、とくに安易に人工栄養に依存する風潮は、子どもが母親の愛情を、ひいては人間の愛情そのものを知らずに成長するおそれを招いている。(4) 青少年の身長、体重等の体位の向上に著しいものがあるが、敏しょう性、筋力、柔軟性、持久力等体力は、体位の向上に見合う発達を示していない。これは、遊び場や社会体育の場が不足していること、テレビ視聴に時間を奪われること、知育重視の育児が行なわれること等による運動の不足がその要因となっている。なお、運動の不足は、青少年が集団活動を通じて社会的協調性を養う機会を少なくしている。青少年の死亡率は漸次低下し、とくに細菌性疾患は

著しく減少している。青少年の死因の第一位は不慮の事故であり、しかもその死亡率は先進諸国に比べて高率である。不慮の事故としては、自動車の普及に伴う交通事故の増加が目立つとともに、水死が依然として多発しており、また、幼児期においては、家庭内における事故が過半を占めている。

◇学校における問題点

(1) 今日、義務教育を終えて高等学校へ進学する青少年は、中学校卒業生の約八割に達し、高等学校卒業生の四分の一が大学等の高等教育機関に進学している。産業構造の高度化、生活水準の向上等により、今後とも教育人口はいよいよ増加し、また、教育を受けた者は、社会の進歩に即応し、専門的知識および社会的教養を高めることを願い、さらにその子弟に高度の教育を受けさせることを希望する。このため、学校教育への要請はいっそう高まるものと思われ、したがって、学校制度および教育内容についての基本的な検討が必要となつていく。

また、学校教育終了後も、社会の各領域において、一生を通じて自己を啓発し、学習を継続することは、個

人の能力の開発、伸長のために必要であるから、学校教育は、このような生涯にわたる教育の基礎をつくるものでなければならぬ。(2) 学歴偏重の社会的風潮は、入学試験のみを目的とする教育の風潮を招き、その結果、教育本来の目的である人間性の形成を大きくはばんでいる。しかも、根強い学校中心の教育観は、学校教育とともに人間形成の基本的な場である家庭教育や社会教育を軽視しがちになり、学校教育のみが教育であると考える傾向を生んでいる。それだけに、学校教育が家庭や社会が行なうべき教育機能を十分に果たしていることができない。(3) 都市地域の拡大に伴って教育環境も悪化している。新しく開発された住宅地帯等では、生徒数の増加と学校数、教室数の増加が必ずしも対応せず、仮設校舎、過密教室などの望ましくない条件のもとで教育が行なわれ、また、教師と児童・生徒との人格的ふれあい不足しがちとなっている。また、市街地の拡大や再編成は、自然環境を変え、あるいは自然環境を遠ざけるから、都市の児童・生徒は自然と接触する機会が少なくなっている。

◇職場における問題点

(1) 経済の発展に伴う雇用の拡大により、若年労働力の不足はきわめて著しく、このような不利な状況は、青少年の職業選択の機会を広げ、青少年が自己の能力にふさわしい職業を選択する可能性を広げている。一方、安易な職業選択態度による青少年の職業不適応や離職も著しく増加している。したがって、青少年が確固たる職業選択態度を養い、職業生活に対する準備を充実することがとくに重要となっている。

また、学歴偏重的な考え方や制度がなお根深く残されており、その現実と直面した勤労青少年は挫折感をもちやすい。(2) 技術革新の進行に伴い、各種の産業において作業形態が質的に変化し、新旧職種の出現や消滅、職務内容の複雑化や単純化が発生している。機械化、自動化の進行は、やもすると仕事を無味乾燥なものとし、仕事の喜びを見出す機会を乏しくしている。このことが多くの欲求をもつ勤労青少

年の職場不適応の一因ともなっている。また、技術革新の進行は、技能労働の高度化を必要とするので、勤労青少年は、常にその能力を開発し、多様なかつ不断に変化していく仕事に自らを適応させていくことが要請されている。多くの勤労青少年が働いている中小零細企業、とくに卸売業、小売業、サービス業等においては、年少者の労働時間や休日について労働基準法の遵守の徹底が困難な状態にあるとみられている。また、企業における労働管理や福祉制度の水準が低いところが多く、さらに、勤労青少年が将来の自己の職業生活についての見とおしをたて、経験を積み、あるいは技能をみがくことができるように配慮している企業は少ない。(4) はじめて都市の生活を体験する勤労青少年にとって都市の生活環境は、それまでの比較的密接な人間的交流のあった生活環境とはあまりにもかけ離れており、またきわめて刺激の強いものである。このため、都市の生活になじめず、疎外感や孤独感に悩み、あるいは享乐的、衝動的な生活態度に陥り、このような過程において、離職を重ね、ついには不良化、非行化をたどる者も少なくない。



共同募金

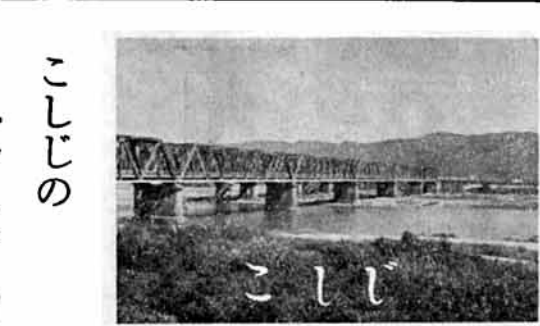
赤い羽根 共同募金運動のお願い

本年度もまた秋の秋を迎え、国民たすけあ... 共同募金運動が十月一日から十二月末日まで行なわれます...

Table with 2 columns: 納めた年数 (Number of years paid) and 加算年金の場合 (Case of added pension). Rows for 25 years, 30 years, and 40 years.

国民年金に 加算年金制度 十月から国民年金の中に「加算年金」制度がとり入れられます...

めた年数に応じて別表のようになりま... 国民年金の被保険者であればこの加算年金制度に加入でき...



文化財について ひとびとの生活。人間は一人では生活できないことはいまさらいうまでもないが、お互いに力を合せて、集団で自然を克服して生活してゆく...

文化財の分類 文化財は、有形文化財と無形文化財に分けられる。有形文化財には建造物、絵画、彫刻、工芸品、考古資料、書画、印刷物、記念物、名勝、史跡、天然記念物、埋蔵文化財、民俗資料、無形文化財、その他の文化財がある。

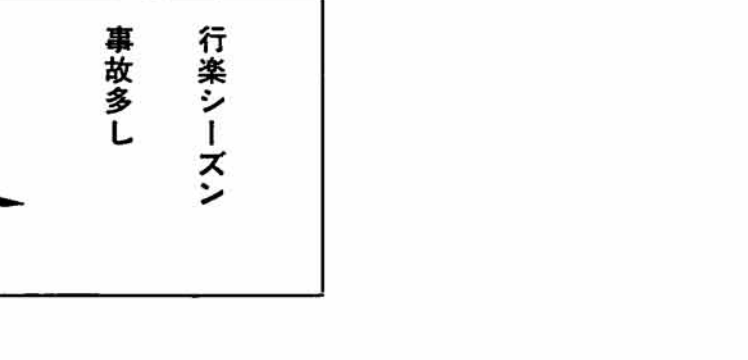
◇その他の社会環境 における問題点 (1) 産業と人口の急速な都市集中に伴って、都市やその周辺地域の自然環境は、次々と破壊され、また、子ども遊び場はつぶされ、公害や交通災害が多発している...

越小体育館 来年初夏に完成 越路町議会第三回臨時議会は、越路町農業委員会委員の推選をはじめ、越路小学校体育館新築工事請負契約の締結など会期一日と定め、いずれも可決されました。

おそれのあるものがあまりにも数多く見受けられる。近年におけるマス・メディアの飛躍的な発達、普及に伴って、マス・コミュニケーションは、国民生活の中に深く根をおろし、ニュース、娯楽、知識、教養の提供を通じて社会全般に重大な影響を及ぼしている。

科学技術の進歩、産業、職業構造の変化、生活水準の向上に伴って生活の場がますます多様化してゆが、このような進展や変化に即応して、青少年が積極的に能力を開発伸長し、自らの人格を高めることが重要となっている。

身体障害者の職業指導生募集!! 新潟県身体障害者更生相談所が昭和四十五年度の職業指導生を募集しています。



越路町議会第三回臨時議会は、越路町農業委員会委員の推選をはじめ、越路小学校体育館新築工事請負契約の締結など会期一日と定め、いずれも可決されました。

- 一、工事名 越路小学校体育館新築工事
二、契約の方法 指名競争入札
三、契約金額 四、七七八万円
四、請負者 株式会社 大石組
五、工事期間 昭和四五年八月一日から昭和四六年五月三日まで

都市化が進展するにつれて、職場と住居ははたに分離する傾向にある。このことが、激しい人口の流動とあいまって、都市生活者

に努めなければならないことを定めている。ところが、最近の生活様式の変革や、地域開発による土地の大改造等によって、貴重な文化財が急激に失われつつあるのです。

「美術品」といわれたものも、昭和二十五年の文化財保護法により「文化財」として統一分類されることになったのです。そして文化財保護法は、このような文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上に役立てることを目的としており、国をはじめ地方公共団体は進んでこれ